地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和元年 11 月 25 日

横浜市契約事務受任者 環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

特A重油(14,000 リットル)、軽油(8,000 リットル)の購入

- 2 履行(納品)場所
 - (1)特A重油

港北区樽町三丁目 9番 11 号 樽町ポンプ場 港北区日吉六丁目 14番 1 号 北綱島ポンプ場

(2)軽油

港北区高田西一丁目8番7号 高田ポンプ場

3 契約日

令和元年 11 月 14 日

4 履行日又は履行期間 契約締結の日から10日以内

5 契約金額

¥2, 601, 120.-

(うち取引にかかる消費税及び地方消費税額¥213, 120.-、

軽油取引税額¥256,800.-)

契約の相手(名称及び所在)神奈川県石油業協同組合代表理事 木所 章 横浜市中区万代町3丁目5番地3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

10月の想定を超える降雨量により、雨水ポンプ運転のために災害時の電源確保にも使用する自家発電設備が長時間運転され、燃料が不足する事態となり、緊急的に燃料を確保するため。

8 契約の相手方の選定理由

第3四半期の特A重油、軽油の契約実績があり、緊急な対応が可能なため選定しました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部北部第一水再生センター